

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 29 年度決算に係る健全化判断比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

（単位：%）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
下呂市の比率	—	—	13.3	—
早期健全化基準	12.89	17.89	25.0	350.0

下呂市の比率欄「—」は赤字比率、負担比率がないことを表す。

平成 30 年 9 月 3 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋